

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(平成28年度)

- 地方公営企業の各事業体において、その事業の特性に応じた抜本的な改革等の取組が進められている。
 ○平成28年度中において、事業廃止で133事業、広域化等で45事業など、のべ280事業で抜本的な改革等が実施されている。
 ○事業廃止は宅地造成事業・介護サービス事業、広域化等は水道事業・病院事業・下水道事業、包括的民間委託は水道事業・下水道事業において積極的に取り組まれている。

(※)調査概要は別紙参照。また、取組を行った事業体の内訳は別添一覽参照。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立 行政法人(導入数) (※1)		広域化等 (※2)		指定管理者制度 (導入数)		包括的民間委託		PPP・PFI (導入数)	
133事業		12事業		6事業		45事業		17事業		56事業		11事業	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
6事業	127事業	2事業	10事業	2事業	4事業	2事業	43事業	4事業	13事業	3事業	53事業	5事業	6事業
水道	0	水道	0	水道	0	水道	16	水道	0	水道	22	水道	5
工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気事業	2	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院(※3)	2	病院	2	病院	6	病院	7	病院	2	病院	1	病院	0
下水道	2	下水道	0			下水道	18	下水道	1	下水道	30	下水道	6
簡易水道(※3)	93	簡易水道	0			簡易水道	2	簡易水道	0	簡易水道	2	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	2			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	1	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	13	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	4	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	4	駐車場	1	駐車場	0
観光・その他	7	観光・その他	0			観光・その他	0	観光・その他	1	観光・その他	0	観光・その他	0
介護サービス	8	介護サービス	8			介護サービス	2	介護サービス	6	介護サービス	0	介護サービス	0

(※1)公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2)広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の一体化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化及び病院事業における再編ネットワーク化等を指す。

(※3)病院事業の事業廃止(2事業)は、診療所への移行であり、簡易水道事業の事業廃止(93事業)は、水道事業又は簡易水道事業との統合によるものである。

合計
280事業

資料7

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(別紙)

総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知)」等を踏まえ、平成28年度における地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について調査を実施。

1. 対象、調査の時点

調査対象事業: 地方公営企業決算状況調査の対象となる事業

調査時点: 平成29年3月31日現在

2. 調査の項目・定義

以下の7項目についての取組及びその検討状況

(1) 事業廃止

→ 民営化・民間譲渡、広域化等及び地方独立行政法人化など、他の法人等が事業を行うこととなる場合を除き、事業を廃止(一部廃止を含む)すること。

(2) 民営化・民間譲渡

→ 事務・事業を民間事業者(地方公共団体が出資する法人を含む)に譲渡し、又は引き継がせること。地方公営企業として行っていた事業を廃止し、かつ、当該事業を民営化・民間譲渡する場合もこの項目に該当する。

(3) 広域化等

→ 一の地方自治体の区域を越えて連携し、事務の共同処理(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化等)を行うこと。下水道事業における最適化の取組や病院事業における再編・ネットワーク化の取組を含む。

(4) 指定管理者制度

→ 公の施設の指定管理者(地方自治法第244条の2に基づく指定管理者をいう。)制度を導入すること。

(5) 包括的民間委託

→ 性能発注・複数年契約により、複数業務を一括して民間事業者に委託すること。シェアードサービス(複数の地方自治体が共同の事務をまとめて一つの民間事業者に委託すること)は、本調査においては、広域化等に分類。

(6) PPP・PFI

→ PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に規定するPFI手法を導入すること、又は、実態としてPFI手法に類似した手法を導入すること。

(7) 公営企業型地方独立行政法人

→ 地方独立行政法人法上の公営企業型地方独立行政法人を設立すること。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(別紙)

3. 調査結果

- (1)平成28年度中に各事業体で実施された改革等の取組の取りまとめ
- (2)全団体の全事業における個別の取組及びその検討状況(以下のURL(総務省ホームページ)において公表)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

4. 参考(地方公営企業の抜本的な改革等について)

○「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知)(抄)

各地方公共団体が公営企業の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。

事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある。

○「経済・財政再生アクションプログラム(改革工程表)」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(抜粋)

抜本的な改革の取組状況や課題等について調査するとともに、その結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進。

○「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

公営企業の抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集について

- 先進・優良事例集では、全国の公営企業において取り組まれた実際の改革事例の中から、各公営企業の担当者が改革の検討を行う際に参照できるように、検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等について具体的に記載(平成29年3月公表)。
- 事業ごとの特性に応じた、「事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用」という、抜本的な改革の4つの基本的な類型に基づき取組事例を採録。
- 直近の抜本的な改革等の取組事例を新たに本事例集に追加することにより、各地方公共団体における取組の更なる推進を図るため、平成30年3月事例集の更新を予定。

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要)

1. 「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした取組だけでは、将来的な住民サービスの確保が困難となる懸念。
- 各公営企業は、公営企業会計の適用、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、当該事業の必要性と担い手のあり方について、「抜本的な改革」の検討を行うことが必要。
- 「抜本的な改革」の検討において、各公営企業は、①事業そのものの必要性・公営で行う必要性、②事業としての持続可能性、③経営形態(事業規模・範囲・担い手)の3つの観点から整理を行い、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等^(※1)及び民間活用という4つの方向性を基本として、改革の検討が必要。

2. 水道・下水道事業

- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、**広域化等及び更なる民間活用を検討**。

水道事業における広域化等の留意点

- ・ 地域の実情に応じて、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化など適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- ・ 多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- ・ 都道府県は、特に、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき。

下水道事業における広域化等の留意点

- ・ 汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・ 市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。
- ・ 都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

水道・下水道事業における民間活用の留意点

- ・ 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・ 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- ・ 広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- ・ 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待。

3. 交通(バス)・電気・観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業

- 事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きい4事業を深掘りし、**事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む抜本的な改革を検討**。バス事業については、民営化・民間譲渡や事業廃止(及びコミュニティバス等の導入)を検討。
- 総務省は、4事業について民間事業者の視点も念頭においた**経営指標を新たに設定した「経営比較分析表」を作成・公表すべき**^(※2)。

経営指標案(抜粋)(各事業10~14の経営指標を設定)

◇共通事項	・経常収支比率	・有形固定資産減価償却率	など
◇バス事業	・営業収支比率 ・利用者1回当たり運行経費 ・走行キロ当たりの運送原価 ・乗車効率	など	◇電気事業 ・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合
◇観光施設事業(休養宿泊施設)	・EBITDA(減価償却前営業利益) ・施設の資産価値 ・設備投資見込額(10年間) ・定員稼働率(1日当たり利用率)など	など	◇駐車場整備事業 ・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率)など

4. 2及び3以外の事業

- 工業用水道、交通(地下鉄、路面電車、船舶)、ガス、港湾整備、市場、と畜場、宅地造成の各事業は、事業ごとの特性に応じ、抜本的な改革を検討。

(※1) 広域化等とは、事業統合をはじめ、施設の共同化、管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

(※2) 平成28年2月より水道・下水道事業の「経営比較分析表」の作成・公表が開始され、順次、作成・公表対象事業が拡大される予定。